

評議員会内規

顧問、会計監査委員は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権はない。

(1978年10月14日委員会決定。)

(1980年5月17日修正案可決。)

(1983年10月15日修正案可決。)

(1984年10月13日修正案可決。)

(2004年6月19日修正案可決。)

(2007年11月24日修正案可決。)

(2009年6月20日修正案可決。)